

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市第3期国民健康保険データヘルス計画及び 村上市第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画（案）		
意見募集期間	自：令和6年1月16日 至：令和6年2月5日	担当課局	保健医療課
案件の概要	<p>「第3期国民健康保険データヘルス計画」は、特定健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）等のデータ分析から、優先的に取り組むべき健康課題を精査し生活習慣病の重症化予防や健康増進に取り組むことで、医療費の適正化及び国民健康保険財政の基盤強化を図るための保健事業の実施計画です。</p> <p>「第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画」は、生活習慣病予防を目的に実施する特定健康診査、特定保健指導の実施計画です。</p> <p>国の指針等では、両計画を一体的に策定することも可能としており、本市においても特定健診が保健指導の中核をなすものであることから、一体的に策定するものです。</p> <p>両計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間です。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日に閣議決定)において、市町村国保を含む全ての保険者に対し、レセプト等のデータの分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として事業計画(データヘルス計画)を作成、公表、事業実施、評価等を行うことを推進するとされました。</p> <p>これを踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業実施指針(厚生労働省告示)に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、第1期、第2期計画を作成し、各種保健事業に取り組んできました。</p> <p>前期計画が最終年度を迎えるにあたって評価を実施し、本市の健康課題の改善に向け標準化の取組の推進や評価指標の設定の推進を踏まえた第3期計画を策定するものです。</p> <p>また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)により、特定健康診査等実施計画を定めます。全ての保険者に対し、40～74歳の被保険者及び被扶養者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)及び保健指導(特定保健指導)の実施を義務付けてきました。</p> <p>前計画が最終年度を迎えるに当たり、第4期計画を策定するものです。</p>		
今後の予定	1月16日～2月5日 パブリックコメント受付 2月15日 第4回村上市国民健康保険運営協議会 ・パブリックコメント結果の公表 ・市長に計画案を答申		
備考			

